

# 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の原案について

令和6年12月18日  
企画管理部教育総務課  
電話 043-223-4142

「千葉県職員定数条例の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

## 1 改正理由

教育委員会の事務部局における行政需要の増に対応するため、所要の規定整備を行う。

## 2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。